

松田町農業資材購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の営農継続の意欲向上及び農業振興を図ることを目的として、松田町の農業者が農業資材を購入するための費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) 松田町内に住所を有する個人又は法人であること。

(2) 松田町内に5a以上の農地を所有又は借り受けて耕作していること。

(3) 農産物を生産及び販売し、前年に農業収入を申告していること。

(4) 補助金交付後も営農の意思があること。

(5) 町税等に滞納がないこと。

(補助の対象とする農業資材)

第3条 補助の対象とする農業資材については、松田町内で使用するものとし、当該年度に購入した新品のものであり、肥料、農薬、種苗、被覆資材又は個人出荷用梱包箱とする。

(補助額)

第4条 補助金額は、農業資材の購入費の2分の1とし、3万円を限度（千円未満切捨て）とする。

2 補助金の交付は1会計年度中、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町農業資材購入補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 農業資材の購入に係る領収書等の写し
 - (2) 購入した農業資材の写真
 - (3) 前年の農業収入に係る申告書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、適正と認めるときは申請者に松田町農業資材購入補助金交付決定通知書（第 2 号様式）を通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは、松田町農業資材購入補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第 1 7 条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続を省略する。

(交付請求)

第 7 条 補助金の請求は、規則第 1 7 条を適用するものとし、第 5 条の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、前条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長は期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。